

住居確保給付金のお知らせ

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を家主さんに直接支給する制度です。貯金があっても資産要件内であれば利用できます。

■ 支給対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象となります

1. 申請日において、離職等の日から2年以内であること（※疾病、負傷、3歳未満の乳幼児の育児などの事情で連続して30日以上求職活動ができなかった場合は最大4年以内となる場合があります）
または、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあること
2. 離職等の前に、主として世帯の生計を維持していたこと
3. 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
または、経営相談先（奈良県よろず支援拠点・橿原商工会議所等）に経営相談の申し込みをし、誠実かつ熱心に自立を目指した活動を行うこと
4. 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
5. 暴力団員でないこと
6. 収入要件

1人世帯：81,000円＋家賃額（36,000円まで） \leq 117,000円

2人世帯：123,000円＋家賃額（43,000円まで） \leq 166,000円

3人世帯：157,000円＋家賃額（47,000円まで） \leq 204,000円

4人世帯：194,000円＋家賃額（47,000円まで） \leq 241,000円

5人世帯：232,000円＋家賃額（47,000円まで） \leq 279,000円

※家賃額とは、共益費、駐車場代、水道代などを除いた家賃のみの月額をいい、上限があります。

（例：3人世帯で家賃4万円の場合は157,000円＋40,000円＝197,000円が収入要件）

7. 資産要件

●当初申請・延長・再延長時

1人世帯：486,000円 2人世帯：738,000円 3人世帯：942,000円

4人世帯以上：1,000,000円



■ 支給額と支給上限

次の額を上限とし、収入に応じて調整された額を支給します

1人世帯：36,000円 2人世帯：43,000円 3人～5人世帯：47,000円

※過去の滞納家賃は支給できません。

■ 支給期間

3ヶ月間（一定要件を満たせば延長・再延長可能。最長9ヶ月）

【離職、廃業、休業等（就労を目指す者）の求職活動要件】

- ① （申請時等）公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談等への参加など）

【休業等（事業再生を目指す者）の求職活動等要件】

- ①（申請時等）経営相談先への相談申込み
- ②自立相談機関での相談（月4回以上）
- ③経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

受給者の状況	支給期間中の求職活動要件		
	1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～9ヶ月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職、廃業 ・ 休業等（就労を目指す者） 	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業等（事業再生等を目指す者） 	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	④ ⑤

■ 問い合わせ先

檀原市役所 福祉総務課 生活支援係（生活支援相談窓口）

電話：0744-22-8301

住所：檀原市内膳町1-1-60 ミグランス（分庁舎）2階4番窓口